

第174回通常国会・衆・予算委員会[平成22年2月15日(月)]

(公)高木美智代議員質疑【新体系移行関係部分を抜粋】

(高木美智代議員)

大臣、これは緊急的な課題でございますが、その中で新体系の移行の問題があります。今、これもやっと50%が移行したと聞いています。法律では、24年の3月までに移行するということが定められております。しかし、先程申し上げた遅くとも3年半ということですが、そうなりますとこれは、25年の8月、その間、事業者の方達は自立支援法改正の在り方など、先が見えてこない、戸惑っていると、どうしたらいいのかと、これはまさに悲鳴です。今後、どういう風にしていくのか、移行するのか、しないのか、はっきり方針を示していただきたい。これは多くの事業者のお声でございます。明快な答弁を求めます。

(長妻厚生労働大臣)

今、おっしゃられた点はですね、障害者の皆様方への施策というのは、かつて昔は措置ということでございまして、その後契約支援費ということになりましたけれども、ただその時代の障害者施設が細かく分かれているという、この考え方を統合しようということで3障害一元化とか、昼夜分離とか、いろんな考え方がその後生まれ、それに徐々に移行しているというところで、今おっしゃられるように、まだ移行率は半分ということでございます。これについて、我々はもちろん推進をする立場でございます。

ただですね、これも拙速というか、きちっと議論をしなければならないのは、この障害者自立支援法の、私共、野党時代も申し上げたんですが、その当事者、障害者のまさにその当事者の方の議論がなかなか反映されなかったんじゃないかという深い反省に立っておりまして、今後、推進会議、あるいは部会等でも十分に障害者の皆様方の当事者のお考えを十二分に聞いた上で、法律等の中でも、この推進を反映できるように取り組んでまいりたいと考えています。

(高木美智代議員)

事業者は新体系の移行をどうするのか。まさにこれは生活がかかっている問題であり、また障害者の方達にとってみたら自分達の働いている所が存続できるのかどうか、その今瀬戸際なわけです。それが、この年限があるわけですので、確かに今ちょっと大臣がおっしゃった3障害一元化とか、違うことをお考えなのかと、一瞬思ってしまったんですが、いずれにしても移行することが法律上決められている。24年の3月まで移行しなければ、今度は政府からの様々な支援を受けられないという状況があります。これに対して、どのように対応されますか。このまま放置しておいていいということですか。事業者の方達に当事者の意見を聞くから、このまま待ってくれという、今の大臣の答弁でよろしいのでしょうか。

(長妻厚生労働大臣)

先程も申し上げましたように、今の点については移行を我々も後押しして進めていくということでもあります。そしてもう一つの議論としては、全体ですね、そういう施設の在り方、全体についても、新しい法律体系の中で、見直すべきところは見直し、障害者の皆様のご意見を十分に反映して、それも法案の中で位置付けられるものは位置付けていきたい、こういうことでもあります。

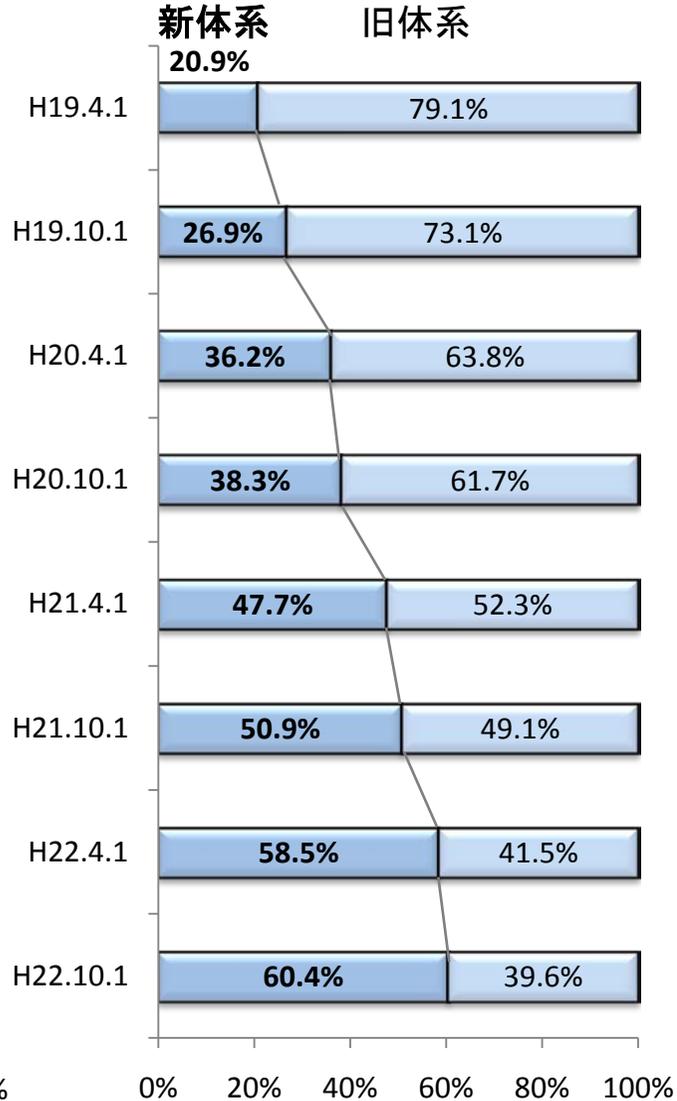
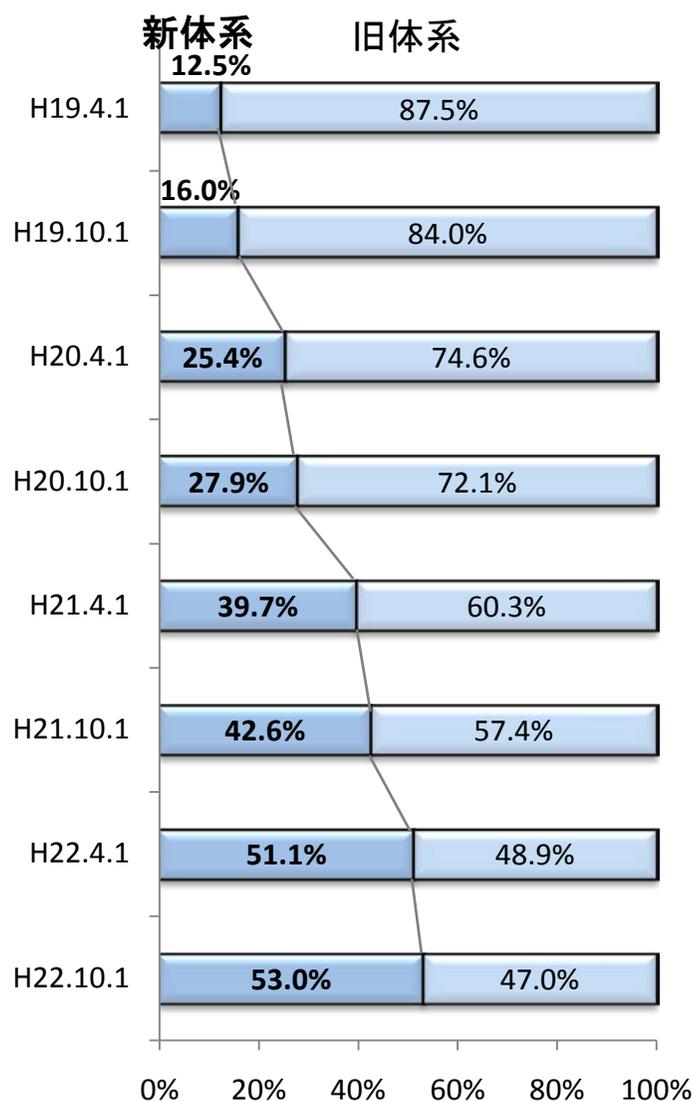
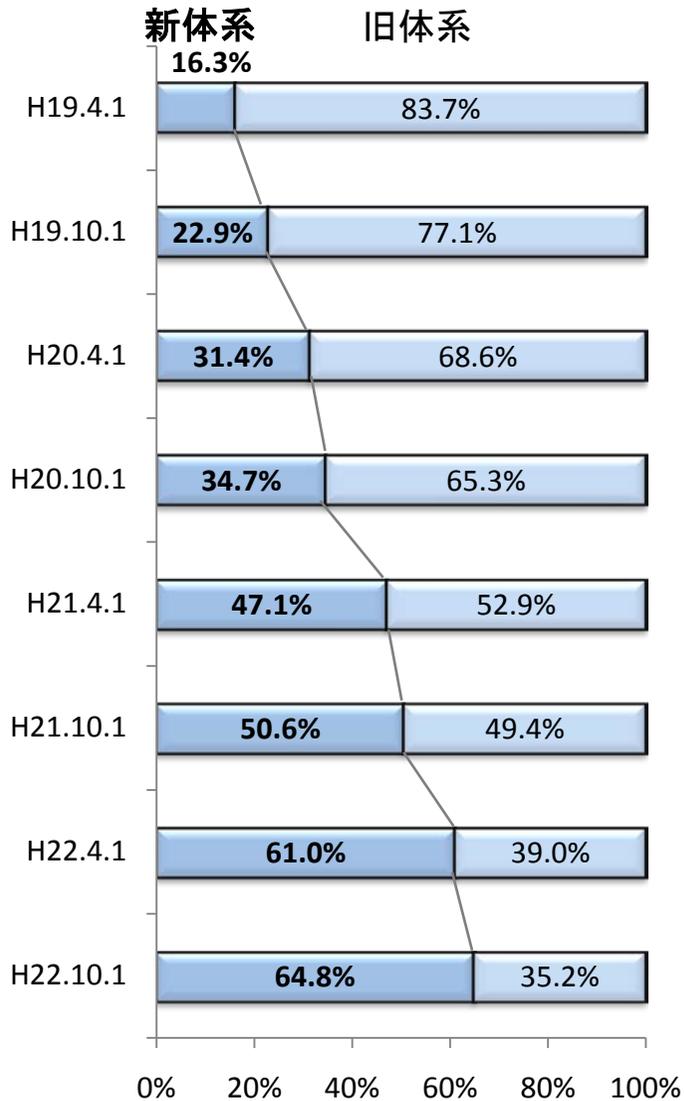
新体系サービスへの移行について

新体系サービスへの移行率は、平成22年10月1日時点で**56.5%**。

身体障害者更生援護施設

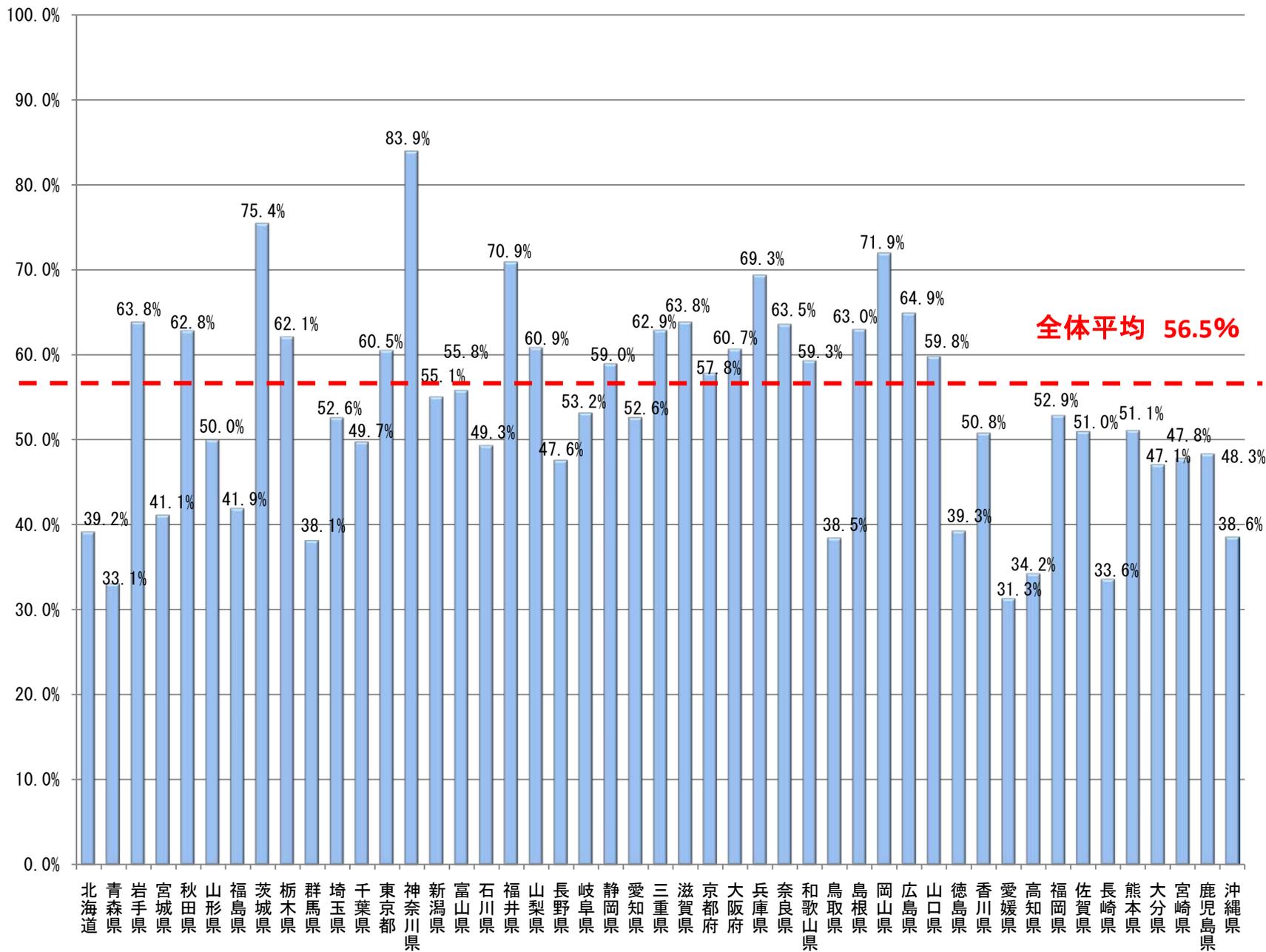
知的障害者援護施設

精神障害者社会復帰施設



新体系サービスへの移行率(都道府県別) H22.10.1時点

都道府県名	平均
北海道	39.2%
青森県	33.1%
岩手県	63.8%
宮城県	41.1%
秋田県	62.8%
山形県	50.0%
福島県	41.9%
茨城県	75.4%
栃木県	62.1%
群馬県	38.1%
埼玉県	52.6%
千葉県	49.7%
東京都	60.5%
神奈川県	83.9%
新潟県	55.1%
富山県	55.8%
石川県	49.3%
福井県	70.9%
山梨県	60.9%
長野県	47.6%
岐阜県	53.2%
静岡県	59.0%
愛知県	52.6%
三重県	62.9%
滋賀県	63.8%
京都府	57.8%
大阪府	60.7%
兵庫県	69.3%
奈良県	63.5%
和歌山県	59.3%
鳥取県	38.5%
島根県	63.0%
岡山県	71.9%
広島県	64.9%
山口県	59.8%
徳島県	39.3%
香川県	50.8%
愛媛県	31.3%
高知県	34.2%
福岡県	52.9%
佐賀県	51.0%
長崎県	33.6%
熊本県	51.1%
大分県	47.1%
宮崎県	47.8%
鹿児島県	48.3%
沖縄県	38.6%
全体平均	56.5%



○新体系サービスへの移行状況（施設種別の内訳）

	平成18年	平成19年				平成20年				平成21年				平成22年				差し引き 指定数 (旧体系)
	9月30日 指定数	4月1日		10月1日														
		新体系 移行数	(移行率)															
(1) 身体障害者更生援護施設																		
身体障害者療護施設	503	43	8.55%	68	13.52%	101	20.08%	116	23.06%	179	35.59%	205	40.76%	272	54.08%	302	60.04%	201
身体障害者更生施設	106	15	14.15%	19	17.92%	29	27.36%	33	31.13%	49	46.23%	50	47.17%	64	60.38%	67	63.21%	39
身体障害者入所授産施設	202	20	9.90%	26	12.87%	44	21.78%	53	26.24%	73	36.14%	83	41.09%	104	51.49%	109	53.96%	93
身体障害者通所授産施設	343	70	20.41%	102	29.74%	133	38.78%	143	41.69%	178	51.90%	181	52.77%	208	60.64%	218	63.56%	125
身体障害者小規模通所授産施設	239	72	30.13%	99	41.42%	124	51.88%	135	56.49%	175	73.22%	182	76.15%	200	83.68%	206	86.19%	33
身体障害者福祉工場	34	12	35.29%	13	38.24%	17	50.00%	15	44.12%	18	52.94%	21	61.76%	23	67.65%	23	67.65%	11
合計	1,427	232	16.26%	327	22.92%	448	31.39%	495	34.69%	672	47.09%	722	50.60%	871	61.04%	925	64.82%	502
(2) 知的障害者援護施設																		
知的障害者入所更生施設	1,453	74	5.09%	107	7.36%	224	15.42%	264	18.17%	438	30.14%	496	34.14%	646	44.46%	687	47.28%	766
知的障害者入所授産施設	227	12	5.29%	18	7.93%	33	14.54%	38	16.74%	57	25.11%	68	29.96%	80	35.24%	82	36.12%	145
知的障害者通勤寮	126	6	4.76%	9	7.14%	13	10.32%	15	11.90%	23	18.25%	28	22.22%	39	30.95%	41	32.54%	85
知的障害者通所更生施設	604	93	15.40%	119	19.70%	188	31.13%	189	31.29%	270	44.70%	283	46.85%	331	54.80%	340	56.29%	264
知的障害者通所授産施設	1,634	182	11.14%	235	14.38%	398	24.36%	440	26.93%	651	39.84%	683	41.80%	813	49.76%	842	51.53%	792
知的障害者小規模通所授産施設	434	166	38.25%	199	45.85%	254	58.53%	272	62.67%	314	72.35%	325	74.88%	361	83.18%	364	83.87%	70
知的障害者福祉工場	70	35	50.00%	40	57.14%	46	65.71%	49	70.00%	52	74.29%	53	75.71%	54	77.14%	56	80.00%	14
合計	4,548	568	12.49%	727	15.99%	1,156	25.42%	1,267	27.86%	1,805	39.69%	1,936	42.57%	2,324	51.10%	2,412	53.03%	2,136
(3) 精神障害者社会復帰施設																		
精神障害者生活訓練施設	293	19	6.48%	29	9.90%	40	13.65%	42	14.33%	62	21.16%	66	22.53%	78	26.62%	82	27.99%	211
精神障害者入所授産施設	29	5	17.24%	6	20.69%	8	27.59%	9	31.03%	12	41.38%	13	44.83%	14	48.28%	14	48.28%	15
精神障害者通所授産施設	305	71	23.28%	87	28.52%	119	39.02%	123	40.33%	151	49.51%	157	51.48%	181	59.34%	184	60.33%	121
精神障害者小規模通所授産施設	347	107	30.84%	138	39.77%	184	53.03%	195	56.20%	236	68.01%	255	73.49%	293	84.44%	303	87.32%	44
精神障害者福祉工場	19	6	31.58%	7	36.84%	8	42.11%	11	57.89%	13	68.42%	14	73.68%	15	78.95%	17	89.47%	2
合計	993	208	20.95%	267	26.89%	359	36.15%	380	38.27%	474	47.73%	505	50.86%	581	58.51%	600	60.42%	393
(4) 合計																		
合計	6,968	1,008	14.47%	1,321	18.96%	1,963	28.17%	2,142	30.74%	2,951	42.35%	3,163	45.39%	3,776	54.19%	3,937	56.50%	3,031

※平成18年9月末日に事業をおこなっていた旧法施設等のうち、新体系に移行した施設数及びその割合（厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課調べ）

新体系へ移行していない事業所の今後の移行予定等についてのアンケート結果

1. アンケート実施概要

- 送付事業数 3,298か所(全ての旧体系サービスの事業所)
- 回答事業所数 2,262か所
- 回答率 68.6%
- 調査方法 都道府県を通じ全ての旧体系サービスの事業所にアンケート用紙を送付し、平成22年4月30日までに回答があったものについて集計を行った。

2. 今後の移行時期を決めている事業所の割合

	総数	具体的な移行時期を決めている	移行時期は未定	無回答
か所数	2,262か所	1,663か所	595か所	4か所
割合	100%	73.5%	26.3%	0.2%

3. 具体的な移行時期

移行予定時期	H22. 10まで	H23.4まで	H23.10まで	H24.3まで	(合計)
か所数	146か所	109か所	786か所	620か所	1,663か所
割合	8.8%	6.6%	47.3%	37.3%	100%

※合計には、無効回答の2か所を含む

4. 未だ新体系へ移行していない理由

	総数	利用者の希望・意向による	検討材料が不足している	具体的なイメージがわからない	他施設の移行の様子を見たい	旧体系でぎりぎりまで様子を見たい	報酬の増減が読めない	都道府県・市町村との協議による	その他	無回答
か所数	2,262か所	71か所	228か所	88か所	167か所	780か所	499か所	142か所	494か所	85か所
割合	100%	3.1%	10.1%	3.9%	7.4%	34.5%	22.1%	6.3%	21.8%	3.8%

※複数回答を行った事業所があるため、回答の積み上げ数は総数と一致しない

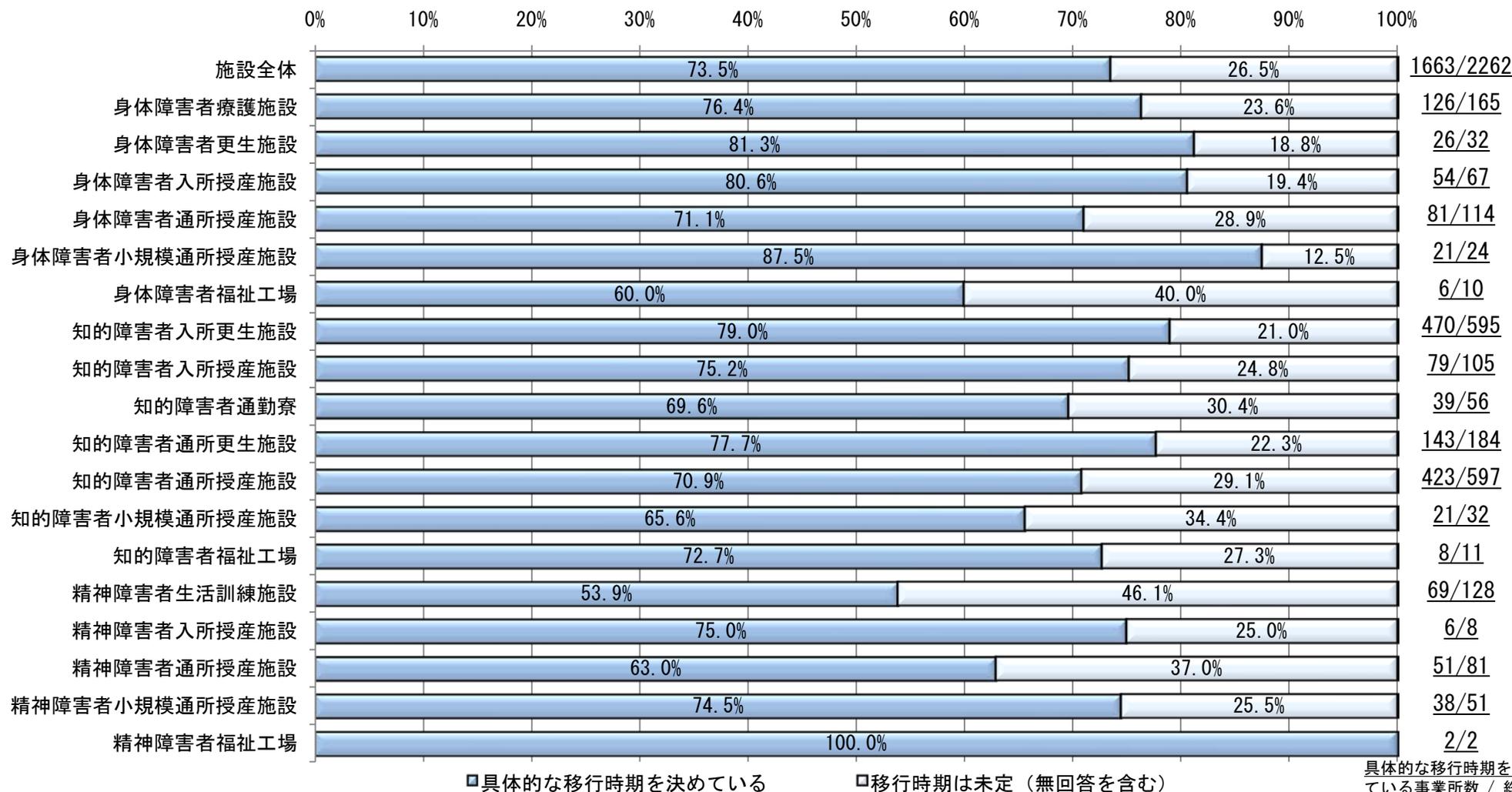
新体系へ移行していない事業所の今後の移行予定(アンケート調査結果) H22.4.1時点

新体系サービスへの今後の移行予定については、回答のあった2,262か所の事業所のうち、**73.5%**に当たる1,663施設が**具体的な時期を決めている**。

具体的な移行時期(1,663施設の内訳)

H22. 10 まで	H23. 4 まで	H23. 10 まで	H24. 3 まで
146か所	109か所	786か所	622か所

※障害福祉課調べ



新体系サービスへの移行支援策

1. 新体系サービスの報酬

- 新体系サービスでは、各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定がされていることから、これらを活用した収入の増が図られる。
 - ・ 重度障害者支援(体制)加算（重度障害者に対し、手厚いサービスを提供した場合）
10～735単位/日 施設入所支援、短期入所、就労継続支援
 - ・ 医療連携体制加算（医療機関との契約により訪問看護が提供された場合）
利用者1人につき500単位/日 児童デイ、ケアホーム、生活訓練、就労継続支援 等
 - ・ 土日等日中支援加算（土日等にサービスを提供した場合） 90単位/日 施設入所支援
 - ・ 就労継続支援B型について、手厚い支援体制（職員配置）を本体報酬により評価
定員20～40人の場合（7.5：1）527単位/日（参考）（10：1）481単位/日

2. 移行後の収入の保障

- 従前額保障
新体系サービスに移行した後、想定より利用者数等が確保できなかったことにより、収入が減少した場合に、移行前の報酬水準との差額を助成

基金事業：「移行時運営安定化事業」21年度補正予算において、基盤整備分を含み355億円積増し

3. その他

- 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成
助成額：2,000万円以内（1施設当たり）
- 新体系サービスへの移行に伴うコストの増加等を踏まえて、移行した月に限り、利用者数に応じた額を助成
基金事業：「新事業移行促進事業」施設入所支援の場合 5,700円（利用者1人当たり）※22年度の単価

新体系事業所の経営状況の改善について

旧体系より新体系の事業者等の方が、収支差率の高い施設が多い（平成20年経営実態調査）

○ 収支差率の分布割合

収支差率	-60%	-40%	-20%	0%	+20%	+40%	+60%
新体系	0.8%	1.6%	3.1%	33.0%	13.1%	3.1%	1.0%
旧体系	0.4%	0.6%	1.9%	51.3%	10.4%	1.2%	0.3%

従前額保障（※）が適用される新体系の事業所等の割合が、報酬改定後には減少しており、報酬改定により経営状況が改善されたことが伺える。

※ 新体系事業所等の報酬が、移行前の報酬水準を下回った場合、その差額を助成する制度（基金事業）

○ 従前額保障の対象事業所の割合（新体系）

平成21年3月

9.1%

→

平成21年4月

4.6%

(△4.5%)

新体系移行のために事業者が行う業務の概要

対 都道府
県・市町村

- 移行するサービス等について事前に相談
- 施設整備費や基金による移行支援策の相談

- 具体的な計画(サービスメニュー、定員、人員配置、移行までの事務処理スケジュール等)を作成し、都道府県と協議

対 利用者・
家族

- 新体系移行の理念や移行先事業の説明
- 利用者や家族との個別面談(不安解消や事業改善に向けた意見聴取)

- 利用者の障害程度区分認定や支給決定等の手続きについて、市区町村と連携しサポート
- 利用者の新体系サービスを確定、重要事項を説明し、利用契約を締結

準備段階

実施段階

事務局

- 責任者の選定(プロジェクトチームの設置等)
- 移行先事業についての具体的な検討
- 移行に関する課題の整理や移行計画の検討
- 現人員体制と比較し、移行後の人員体制を検討(移行後の経営収支の試算)

- 指定申請書の作成、申請
- 社会福祉法人定款変更申請書の作成、申請

理事会・
評議員会

- 新体系移行の方向性や事業計画の承認

- 移行後の事業計画・予算の承認、定款変更や運営規定等の承認

職員

- 職員研修も兼ねつつ、新体系移行に向けて議論を行い、新体系移行のイメージを共有
- サービス管理責任者研修会等への参加

- 移行後の職員体制の決定
- 移行後の職員体制の説明
- 必要に応じて職員を募集
- 個別支援計画の作成

施設・設備

- 設備の改修等を実施(基盤整備事業を活用する場合は早めに都道府県に相談)

新体系サービス移行の具体的なスケジュール(例)

社会福祉法人・施設における必要な準備

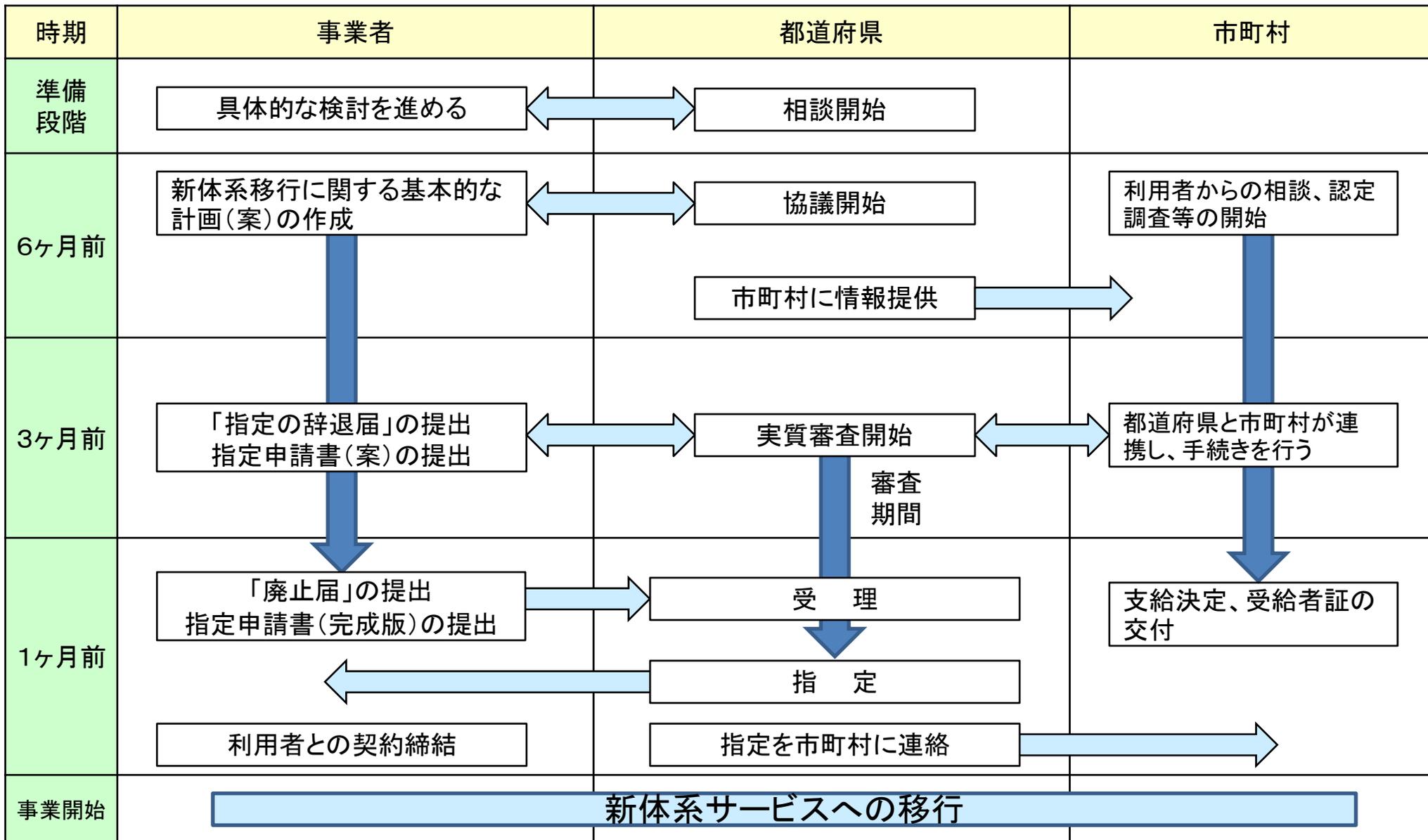
- ・事務責任者の選定(新体系移行プロジェクトチーム等の設置)
- ・移行先事業について具体的な検討を進め、都道府県及び区市町村へ相談(施設整備費や基金による移行支援策の活用の相談)
- ・理事会や評議会の開催(新体系サービス移行への方向性を検討)
- ・新体系移行の具体的な計画(案)の策定に向け、移行に関する課題の整理や実施スケジュールの検討
- ・サービス管理責任者研修会への職員派遣等、移行後の人員配置の検討(職員研修も兼ねつつ新体系移行に向けての議論開始)
- ・利用者や家族に対し、新体系の理念や移行先事業に関する説明(区市町村と連携し、適宜、障害程度区分の認定手続を進める)



時期	社会福祉法人・施設の許認可関係	施設の運営関係	利用者・家族関係
6ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・新体系移行に関する具体的な計画(案)(サービスメニュー、定員、人員配置、移行までの事務処理スケジュール)を作成し、都道府県との協議を開始。 ・現人員体制と比較し、移行後の体制を検討(移行後の事業収支の試算、経営予測) ・必要に応じ、職員の募集や設備の改修等を開始 ・社会福祉法人定款変更申請書の作成開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、人員配置や運営方針の再検討 ・請求事務に関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・移行先事業について、利用者や家族への具体的な説明と同意 ・利用者や家族と個別面談を開始(随時、不安解消や事業改善に向けた意見聴取)
3ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定の辞退届」の提出 ・指定申請書(案)の提出(都道府県の実質審査の開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、移行後の職員体制の説明 ・移行後の職員体制の決定 	
2ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・評議員会の開催 ・新体系移行後の事業計画・予算の承認 ・定款変更の承認 ・運営規程等の諸規程変更の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用契約書、重要事項説明書、サービス利用説明書の作成 ・個別支援計画様式、諸記録様式の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・新体系サービス利用者の確定 ・利用契約書の作成 ・支給決定と受給者証の受領予定の確認
1ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃止届」の提出 ・定款変更申請書の提出 ・正式な指定申請書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業パンフレットの作成、ホームページの変更 ・新体系サービス移行後の会計・報酬請求実務の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ごとの個別支援計画の作成 ・利用契約の締結、重要事項説明書等の交付 ・受給者証の受領
事業開始	<ul style="list-style-type: none"> ・新体系サービス事業所の指定や定款変更の認可 	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">新体系サービスへの移行</div>	

※ 新体系移行スケジュール(例)については、あくまでも参考としての例であるため、都道府県に対する十分な確認が必要。(適宜、修正等を行い、ご利用ください。)

事業者指定のスケジュール(例)



※ 新体系移行スケジュール(例)については、あくまでも参考としての例であるため、都道府県に対する十分な確認が必要。(適宜、修正等を行い、ご利用ください。)

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について（抜粋）

〔平成22年10月8日
閣議決定〕

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策 ～新成長戦略実現に向けたステップ2～

菅内閣は、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくために、平成23年度までの政策展開を定めた「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を9月10日に決定した。

その「ステップ1」として、急速な円高、デフレ状況に対して、即効性のある雇用対策や特に需要・雇用創出効果の高い施策に重点を置き、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費（9,179億円）を活用した緊急的な対応策を実行に移したところである。同対策では、これに続く形で、「ステップ2」として、景気・雇用動向を踏まえ、必要に応じ、補正予算の編成等、機動的・弾力的な対応を行い、さらに「ステップ3」として予算や税制等、平成23年度における新成長戦略の本格実施を図ることにより、デフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を目指すこととしている。

本経済対策は、この「3段階」のステップ2を実施するものである。

（4）福祉等

誰もが地域で必要な支援を受け、自立した生活が営める環境を整備する。

<具体的な措置>

○障害福祉サービスの新体系移行の支援等

障害者関連施設等が就労支援等の新体系サービスへ移行するための施設改修等を推進する。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の拡充について

基金事業の経過

- 障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、新法体系での事業への円滑な移行を促進すること等を目的として、平成18年度補正予算により各都道府県に基金を創設したところ。(補正予算額960億円:平成20年度まで)
- 平成20年度補正予算においては、事業所支援及び新法移行支援等の観点から、基金の延長及び積増しの措置を講じたところ。(補正予算額855億円:平成23年度まで延長)
- 平成21年度補正予算においては、更なる基金の積増しを行い、福祉・介護人材の処遇改善等を図り、障害者の自立支援を推進することとしたところ。(補正予算額:1,523億円)



H22補正予算における対応

障害者の地域生活を支援するため、施設サービスの昼夜分離や就労支援等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するとともに、発達障害者に対する情報支援の普及や障害者自立支援機器の開発・普及を図るため、障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しを行う。

※基金の区分間流用ができるよう執行の弾力化を行う。

基金の積み増し 39億円

- 1 新体系サービスへの移行の際に必要な備品購入等の設備整備
- 2 新体系サービスへの移行のための整備
- 3 発達障害者に対する情報支援体制の整備
- 4 障害者自立支援機器普及促進事業

障害者自立支援基盤整備事業のQ&A(案)

Q 平成23年度より、障害者グループホーム、ケアホーム（賃貸物件）の改修整備が障害者就労訓練設備等整備事業より組み替えとなったが、消防設備の整備の取扱い如何。

- A 障害者就労訓練設備等整備事業において、グループホーム、ケアホーム（以下、「グループホーム等」）の消防設備については改修整備として補助対象としていたことから、改修の④「障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム等の改修整備（賃貸物件）」にて対象として差し支えない。
- また、消防法令上の設置義務がないグループホーム等の消防設備についても、消防署の助言・指導等から真に必要と認めるものについては、同様に、改修の④にて対象として差し支えない。
- なお、グループホーム等以外の消防設備については、従前通り、改修の②「ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備の整備」にて対象とする。

< 障害福祉課福祉財政係 >

平成22年度補正予算 発達障害者に対する情報支援体制の整備

(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しにて対応)

発達障害の特性を勘案し、市町村等で用いられている書類の音声化等を実施することにより、【114百万円】
発達障害者に対する情報支援体制を整備する。

※ 発達障害者の中には、書かれたものの内容を読み取ることや文字を書くことが障害のために極端に苦手であって(読み書き障害)、日常生活上の不利益を被る者がいる。

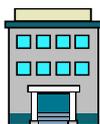
市役所等において、発達障害の特性を勘案し確実に情報が提供される環境の整備

【 都道府県 】

発達障害者支援センターやNPO法人等の当事者団体と連携して、発達障害に対する情報支援体制を整備。

都道府県

- ・書類の音声化等のための機器の整備
- ・発達障害の特性を勘案した情報提供の支援についての啓発 など



発達障害者支援センター

NPO(当事者団体等)

【 窓口 】

市役所等の窓口における
情報支援機器の整備等

(例)



- 読み取り支援ソフト
音声と同時に画像・テキスト・文章をシンクロさせて表示することにより、読むことが困難な者も書かれている内容をわかりやすくするもの。



- コミュニケーションボード
言葉によるコミュニケーションが苦手な者に対して、絵記号などわかりやすい方法によりコミュニケーションを行うもの。



- 音声化機器
テキスト化された文章を指定する箇所ごとに音声で読み上げ、長文の文章等をわかりやすく 聞くためのもの。

情報の確実な
伝達を図る。

発達障害者

※ 国においては、この取組の拡大を図るため、既存の研修会等を活用して、情報支援体制の整備に関する周知と使用方法等の研修を都道府県等(発達障害者支援センター)に対し実施する予定。

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業について

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業の概要

障害者又は障害児が、近隣において障害者自立支援法に基づく自立訓練、児童デイサービス又は短期入所を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とするもの。

※ 生活介護については、平成22年度に「基準該当生活介護」として全国展開済み

⇒ 弊害調査の結果を踏まえ、以下のとおりの取り扱いとする予定。

○ 短期入所に係る事業の全国展開について

- ・ 短期入所については、特に大きな弊害は認められなかった。
→ 「基準該当短期入所」として全国展開予定。

○ 平成23年度以降の事業の要件について

- ・ 自立訓練については、本来訓練として求められているサービスの質の確保が課題。
→ 一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を条件に付与し、来年度も特区として実施。
- ・ 児童デイサービスについては、平成22年度から、一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を要件としたが、利用実績が少なく、弊害の有無の検証が困難。
→ 来年度も一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を要件として、特区として実施。

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見

平成22年度

平成23年2月7日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会